

社会福祉法人志木市社会福祉協議会事務局組織規程

平成11年3月23日
規程第2号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人志木市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第34条第3項に基づき、本会の事務局の組織及び職員その他について、必要な事項を定めるものとする。

(事務局組織、所掌事務)

第2条 事務局の組織、所掌する事務は、別表のとおりとする。

(事務局長、グループ長等の職、職務等)

第3条 次の表の左欄に掲げる事務局の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職名を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職務
事務局	事務局長	上司の命を受け、事務局の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。
グループ	グループ長	上司の命を受け、グループの事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて、次の表の左欄に掲げる事務局の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職名を置き、その職務は同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職務
事務局	事務局次長	事務局長を助け、事務局の事務を調整する。
グループ	主幹 所長 館長 統括支援員	上司の命を受け、特に指定された事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。

上記職名の欄中、所長、館長及び統括支援員は、次のとおりの職とする。

(1) 所長は、地域包括支援センター、相談支援事業、地域活動支援センター、在宅福祉サービス事業所、福祉センター、第二福祉センター、児童センター、宗岡子育て支援センターでの職名とする。

(2) 館長は、総合福祉センター、宗岡第二公民館での職名とする。

(3) 統括支援員は、学童保育事業での職名とする。

3 前項に定めるもののほか、法令等に特別の定めがあるものについては、その職名を用い又はその職名と併せて用いることができる。

(主査等の職、職務等)

第4条 前条に定めるもののほか、必要に応じて主査、主任、主事、その他必要な職を置く。

2 主査は、上司の命を受け、特に指定された事務を掌理し、職員の担任する事務を監督

する。

3 主任は、上司の命を受け、事務又は技術で相当困難なものに従事する。

4 主事、その他必要な職にある者は、上司の命を受け、当該事務又は技術に従事する。

(職務の代行)

第5条 事務局長に事故ある場合において、特に事務取扱者を命じないときは、あらかじめ上司の指名する職員が、事務局の職務を代行する。ただし、重要かつ異例な事務については上司の指揮を受けなければならない。

(委任)

第6条 この規程に定めるものの他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人志木市社会福祉協議会事務局組織規則（昭和59年12月1日）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

グループ	事業及び事業所名		担当業務内容
地域福祉グループ	地域福祉事業	総務担当	法人運営に関する事項
			自動販売機事業に関する事項
			共同募金事業に協力する事項
		地域福祉担当	地域福祉活動(志木市ボランティア・市民活動センターを含む)に関する事項
			たんぼぼサービス事業に関する事項
			共同募金配分事業に関する事項
	介護予防担当	介護予防事業に関する事項	
地域包括支援センター	地域包括支援センターに関する事項		
権利擁護グループ	権利擁護推進事業	相談支援事業所	福祉総合相談に関する事項
			障害者等相談支援事業に関する事項
			福祉サービス利用援助事業に関する事項
		法人後見事業に関する事項	
成年後見支援センター	成年後見支援センターに関する事項		
多機能グループ	多機能型事業所	就労継続支援B型	多機能型事業(就労継続支援B型)に関する事項
		生活介護	多機能型事業(生活介護)に関する事項
	地域活動支援センター	地域活動支援センターに関する事項	
在宅福祉グループ	在宅福祉サービス事業所	訪問介護事業所	訪問介護事業に関する事項
		居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業に関する事項
施設管理グループ	総合福祉センター		総合福祉センターに関する事項
	宗岡第二公民館		宗岡第二公民館に関する事項
	福祉センター		福祉センターに関する事項
	第二福祉センター		第二福祉センターに関する事項
児童グループ	児童センター		児童センターに関する事項
	宗岡子育て支援センター		宗岡子育て支援センターに関する事項
	学童保育事業	宗岡学童保育クラブ	宗岡学童保育クラブに関する事項
		宗岡第二学童保育クラブ	宗岡第二学童保育クラブに関する事項
		宗岡第三学童保育クラブ	宗岡第三学童保育クラブに関する事項
宗岡第四学童保育クラブ		宗岡第四学童保育クラブに関する事項	